

令和7年7月15日

組合員各位

三井物産健康保険組合
適用給付課

TEL:03-3285-2935・2933

健康保険限度額適用認定証の更新等について

現在交付している「限度額適用認定証」の有効期限は令和7年8月31日（日）までです。有効期限到来後、お持ちの限度額適用認定証は健康保険組合へご返却をお願いいたします。

なお、令和7年9月以降も引き続き認定証の利用を希望される方を対象に、8月1日（金）から更新手続きの受付を開始いたします。更新を希望される方は、健康保険組合まで申請書のご提出をお願いいたします。

認定証の返却先

《郵送の場合》

〒100-6821 東京都千代田区大手町1-3-1 JAビル21階 三井物産健康保険組合宛

《三井物産社内便をご利用の場合》

アドレスコード「KENPO」宛

《三井物産以外の事業所にお勤めの方（社内便が利用できない方）》

事業所担当者経由もしくは郵送にてご提出ください

更新手続き

更新を希望の方は注意事項をご確認の上、受付期間内に更新申請書をご提出ください。

申 請 書：更新用申請書はホームページに掲載しております。

[高額な医療費について - 三井物産健康保険組合](#)

※「限度額適用認定証の有効期限到来後も引き続き使用を希望するとき(更新手続)」をご参照ください

提 出 先：認定証返却先と同じです。なお、メール添付での申請は受け付けておりません。

受 付 期 間：令和7年8月1日（金）～令和7年8月31日（日）

交 付 時 期：8月末以降、随時交付いたします

手続きにあたっての注意事項

- ・受付期間より前の更新申請は受け付けられません。必ず受付開始日以降にご申請ください。
- ・医療機関等でマイナ保険証をご利用中（及びご利用予定）の方は更新手続き不要です。
- ・ひと月にご自身の区分の限度額を超える自己負担がない場合は更新手続き不要です。
- ・9月初旬に認定証が必要な場合は8月20日（水）健保必着にてご申請ください。